



# 新年のご挨拶

法務大臣 小泉龍司

明けましておめでとうございます。  
誌友の皆様には、輝かしい新春をお健やかに  
お迎えのこととお慶び申し上げます。

私は、昨年九月に法務大臣を拝命いたしました。  
法務行政に携わるのは初めての経験です  
が、約四か月間にわたり職務を遂行する中で、  
「法務行政に求められている役割は何か」とい  
うことを私なりに日々考えてまいりました。

今、世界は、グローバル化による経済発展の  
一方、紛争による分断や格差の拡大など様々な  
課題に直面しており、その状況は時々刻々と変  
化を遂げています。我が国も、その大きな潮流  
の中にあつて、時代の変化に対応するため、社  
会に様々な変革が生じています。

しかしながら、いつの時代にあつても、人々  
が求めているのは、互いに信頼し合い、誰もが  
自分らしく、幸せを実感しながら生きることの  
できる社会を実現することではないでしょう  
か。そして、国民の権利擁護を任務とする法務  
省は、その実現に向け、「基本的人權の尊重」と  
いう普遍的価値を我が国に根付かせ、全ての  
人々の人權と尊厳が等しく尊重される公正・公  
平な社会の基盤を作るという役割を担っている  
のだと思います。我々に課せられた役割は大変  
重いものでありますが、私も法務大臣として、  
力を尽くしてまいります。

さて、我が国の人權状況に目を向けますと、  
いじめや児童虐待、マイノリティに対する偏見  
や差別など、様々な人權課題が依然として存在  
しています。特に、令和四年度の小中高生の自

殺者数、いじめ・児童虐待の認知件数がいずれ  
も過去最多を記録するなど、こどもをめぐる状  
況は深刻です。国の宝ともいふべきこどもたち  
が、他者によって傷付けられ、苦しむというの  
は、決してあってはならないことです。

そのような状況にあつて、全国各地で人權擁  
護活動に従事してくださっている皆様がいらっ  
しゃることは、我が国が誇るべき貴重な財産で  
す。相談者の心に寄り添った対応、こどもの人  
権SOSミニレターへの丁寧なお返事、こども  
たちに人權尊重の大切さを伝えてくださってい  
る人權教室など、皆様の活動の全てが、誰もが  
幸せを実感することのできる社会の実現につな  
がっていくものと思います。

昨年は、人權擁護委員制度創設から七十五周  
年という節目の年でした。創設当時、約一〇〇  
人ほどであった人權擁護委員の数も、今では約  
一万四〇〇〇人に拡大し、その御活躍の幅も  
年々広がっており、積み重ねられてきた歴史の  
重みを実感いたします。

皆様の活動に対し、改めて深く敬意を表する  
とともに、今後も機会を捉えて皆様の御活躍に  
ついて発信してまいりたいと考えております。

人權擁護委員の皆様におかれましては、これ  
からも、様々な人權課題の解消に向けてお力添  
えをいただきますよう、心からお願ひ申し上げます。  
この一年が平和で明るい年となりますこと  
と、そして、皆様と御家族の方々の御多幸、御  
健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とい  
たします。





# 新年のご挨拶

公益財団法人 人権擁護協力会

理事長 中村 浩紹

令和6年の新春、明けましておめでとうございます。

誌友の皆様には、日頃より人権擁護活動への取組と本誌へのご支援とご協力を賜り感謝申し上げます。

コロナ禍の終焉と思いきや、地球環境の温暖化に起因する災害、更には新たな紛争の勃発で多くの人々の命が奪われる、痛ましく悲しい人権侵害を伝える報道に心を痛める現実に直面し、平和な人権の世紀の実現と普遍的人権の確立を目指す私たちは、如何なる努力を尽くすべきなのか悩み続ける昨今です。

国内においては、様々な人権課題についての対応が求められてきました。

昨年10月25日最高裁判所大法廷は「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号」規定について、自らの意思に反して身体を傷つける「侵襲」を受けない自由が憲法13条で保障されている幸福追求権を制約するといえ、その制約は必要かつ合理的なものといえない限り許されないとし、憲法に違反し無効である旨の決定を宣告しました。

性同一性障害者の人権を尊重することは当然の事柄ですが、性別を個人が決定できるように

なる現代社会秩序を如何に調整するかが今後の議論を深める課題と言えます。5号の規定に関する差戻審東京高裁での判断も待たれます。

「侵襲」問題は、不妊手術強制を定めた旧優生保護法を巡る訴訟も最高裁に係属されており裁判所の判断に注目したいところです。

一方、2022年10月、国連・国際人権（自由権）規約委員会は、第7回日本政府報告書審査結果の総括所見を採択しました。所見の中で優先事項として指摘された「人権の促進及び保護のための国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則（パリ原則）」に従って、独立した国内人権機関を設置することを求める勧告」は、その対応が強く求められてきたところです。

日本では、2012年に人権委員会設置法案が国会に提出されましたが、衆議院の解散により廃案となったままになっている課題であり、時代の推移の中で新たに発生する多様な人権課題にも対応する実効性ある救済活動とそれを支援する組織・制度設計の実現が求められているのです。

新たな年が、弛みなく続けられる人権擁護の活動で、差別と偏見・恐怖から免れ、多様性が尊重され、紛争の終息した平穏で輝かしい年となることを願い、祈念いたします。





# 新年のご挨拶

法務省人権擁護局長

錦田 隆志

明けましておめでとうございます。誼友と  
の御家族の皆様方にとりましてお健やかで幸多  
い一年となりますよう、心からお祈り申し上げ  
ます。

昨年七月、札幌法務局苫小牧支局を訪れたと  
ころ、四畳分ほどの大きさの紙に「響・私の音  
色 あなたの音色 奏でよう笑顔のハーモ  
ニー」と力強く墨書された苫小牧工業高等専門  
学校書道部の皆さんの作品が玄関に展示されて  
いました。「一人一人の個性やキャラクターを  
集結させると、沢山の笑顔が生まれ、新しい  
ハーモニーを作り出すことができます。それを  
響（く）として表現しました。」との解説が付さ  
れており、同作品は、商業施設で実施された人  
権啓発イベントの書道パフォーマンスで制作さ  
れたとのことでした。

その後一〇月に訪れた長野地方法務局では、  
松本蟻ヶ崎高等学校書道部の皆さんが凛々しい  
書体で書いてくださった世界人権宣言の条文入  
りのクリアファイルを紹介され、これが啓発  
活動に利用されていることを知りました。

一月にライブ配信された「ハンセン病問題  
を次世代に伝える親と子のシンポジウム」で  
は、全国中学生人権作文コンテストの受賞経験  
がある高校生が、学校の部活動（ヒューマンラ

イツ部）の一環でハンセン病療養所を訪れ、入  
所者の方々と交流を深めていることを、心温ま  
る写真の数々と共に紹介してくださいました。

少子高齢化の昨今とはいえ、「人権」に関心を  
寄せる次世代の萌芽は、地域社会の身近なところ  
で育ちつつあります。このような若者たちの  
自主的な活動を支援していくことも、昭和生ま  
れ世代の役割かもしれません。

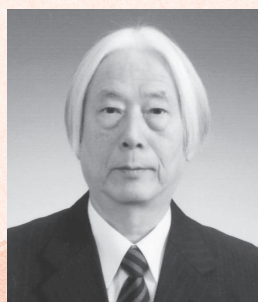
拙宅の町内会では、昨年から、地元の小・中  
学校の人権に関する取組が掲載された「学校便  
り」が閲覧板で供覧されるようになりました。  
文部科学省では、「コミュニティ・スクール」と  
称し、学校と地域住民等が力を合わせて学校の  
運営に取り組む「地域とともにある学校づく  
り」を推進しているそうです。

地方公共団体では、地域経済の活性化や働き  
手不足の解消が喫緊の課題であり、誰もが生き  
生きと暮らせる共生社会を実現すべく、人権担  
当部局を置いて外国人、性的マイノリティ等  
様々な人権課題に取り組んでいると承知してい  
ます。

私たちも知恵を絞り、関係機関・団体と共に  
地域社会に根ざした活動を展開すれば、人権を  
尊重する笑顔のハーモニーは、新たな響きを奏  
で始めることでしょう。

本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。





# 新年のご挨拶

全国人権擁護委員連合会

会長 内田 博文

新年、明けましておめでとございます。人権擁護委員の皆様方には、当連合会の活動に対し、常日頃、多大のご尽力をたまりまして、厚くお礼を申し上げます。

ところで、2022年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は1,732人に上っています。多くのプロバイダーでは、各種SNSの利用規約に年齢制限を記載しています。13歳未満には利用を禁じているところが多いようです。

生成AIも大きな話題になっています。「生成AI」とは、あらかじめ学習させた大量のデータをもとに、文章や画像、音楽などを生成する能力をもった「人工知能」のことをいいます。国や自治体、多くの企業や組織で導入が始まっています。利便性の他方で、問題点の指摘も、国の内外で相次いでいます。

国連では、AIが戦場で武力行使の判断を下し、人間の命を奪う決定をすることについても懸念が示されています。グレーテス国連事務総長は、昨年7月に発表した「新たな平和への課題」の中で、AIの平和利用を促進するとともに、

に、乱用を制限する新たな国際機関の設置を提言しています。人間の関与なしに機械が武力行使の決定を下す「自律型殺りく兵器」を規制するため、2026年までに法的拘束力を持つ国際合意を高唱・締結することを加盟国に求めています。

人権はたえず進化していきます。この進化に、私たちの活動も即応していかなければなりません。人権の世紀にふさわしい社会の実現に向けて、一瞬たりとも、歩みを止めることはできません。

私たちの活動は、皆様方のご尽力の結果、少しずつですが、社会での認知を広げつつあります。今後とも、法務省人権擁護局、法務局人権擁護部、地方法務局人権擁護課の職員の方々と「車の両輪」となって、国民、市民のご期待に応えられるような、国際化時代にふさわしい人権擁護活動に取り組んでいければと願っております。

皆様方の一層のご協力とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

2024年1月1日